

2015年実施試験合格目標 速修本科生 教育法規コントロールタワー

講義回	学習内容		テキスト			トレーニング
	テーマ	内容	章	節	対応ページ	対応問題
第 1 回	教育と法規	近代公教育と教育法規	第 1 章	1	P.1	問題1～2
		教育法規の種類		2	P.4	
	教育の基本に関する法規	日本国憲法	第 2 章	1	P.9	問題 3～5
		教育基本法		2	P.15	問題 6～8
	学校の管理運営等に関する法規	学校の種類とその設置者、設置義務	第 3 章	1	P.29	問題 9～11
		学校教育の目的・目標		2	P.36	問題 12～14
		学校の管理運営の基本に関する法規		3	P.43	問題 15～17
		学校の設置の基準		4	P.49	問題 18～20
		校務分掌・職員会議等		5	P.56	問題 21～22
		教育課程		6	P.60	問題 23～25
教科書・補助教材・著作権		7		P.72	問題 26～29	
児童生徒に関する法規		就学に関する規定		第 4 章	1	P.85
	学校表簿・指導要録	2	P.94		問題 33～35	
	懲戒と体罰・出席停止	3	P.98		問題 36～40	
	児童生徒の保護	4	P.104		問題 41～42	
第 3 回	教育職員に関する法規	教職員の種類と職務	第 5 章	1	P.117	問題 43～45
		教職員の任用		2	P.130	問題 46～47
		教育職員免許状		3	P.138	問題 48～50
		教職員の研修		4	P.149	問題 51～55
		教職員の服務・処分		5	P.156	問題 56～60
第 4 回	特別支援教育に関する法規	特別支援教育の目的と教育機関	第 6 章	1	P.171	問題 61～63
		特別支援教育に関する基準		2	P.179	問題 64～69
		特別支援教育の教育課程		3	P.182	
	学校保健・学校安全等に関する法規	学校保健安全法	第 7 章	1	P.193	問題 70～73
		健康診断・感染症とその予防		2	P.198	問題 74～75
		学校事故・学校給食		3	P.205	問題 76～78
	教育行政に関する法規	教育行政の原理	第 8 章	1	P.211	問題 79～81
		文部科学省・中央教育審議会		2	P.215	問題 82
		教育委員会		3	P.220	問題 83～87
	社会教育に関する法規	社会教育	第 9 章	1	P.235	問題 88～90
生涯学習		2		P.250	問題 91～93	

教育と法規

第1節 近代公教育と教育法規

1. 近代公教育

(1) 公教育とはなにか

公教育※1とは「公の性質」を持ち、国や地方公共団体の定める法律や条例などの定めにもとづいて運営されている教育のことをいう。

ここでいう「公の性質」とは、教育基本法第6条※2に規定されていることに由来する。この条文では「法律に定める学校」について設置者による区分を設けておらず、国が設置する国立学校、地方公共団体が設置する公立学校はもちろん、学校法人が設置する私立学校も、法律や条令などにもとづいて設置、運営されていることから公教育に含まれている。さらには今日では生涯学習も公教育の一環として捉えられている。※3

(2) 近代公教育成立の3要素

義務性	憲法第26条第2項※4では、保護者※5に対してその「保護する子女」に対して教育を受けさせる義務を課している。また教育基本法第5条第1項でも、同様に「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う」と規定している。※6
無償性	憲法第26条第2項では、「義務教育は、これを無償とする」と規定され、また教育基本法第5条第4項※7で、その「無償」の範囲を国・公立学校における「授業料」と規定している。さらに学校教育法第6条でも同様に規定している。※8
世俗性※9	ヨーロッパにおいて、教育は教会に付設された施設で神父がキリスト教の教義※10に基づいて行うという形で発

※1
public education

※2
「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって……」

※3
フランス革命時の公共教育委員会議長となったコンドルセは、いわゆる「コンドルセ案」において、公教育の公権力からの独立を原則とする考え方を示した

※4
「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。……」

※5
親権者

※6
我が国で義務教育制度が規定されたのは、明治19(1886)年施行の小学校令の第3条

※7
「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない」

※8
我が国での義務教育の無償措置は、明治33(1900)年施行の第3次小学校令第57条

※9
宗教的中立性

※10
聖書

生、発達を遂げてきた。したがって教育を教会から切り離すことは、大変なエネルギーを必要としたのである。コンドルセなどが参加したフランスの革命政府は、教育をすべての国民の権利として捉え、教育の非宗教化、世俗化を目指し、公教育を打ち立てようと努力した。※11

※11
我が国では近代教育への移行の際には、宗教的中立性ということはほとんど問題とならなかった
～鎌倉時代～
鎌倉新仏教が台頭し、寺院では寺院学校として僧侶の子弟の教育に当たっていた
～室町時代～
寺院学校が武士の子弟の教育の場ともなり、庶民の子ども8～15歳位まで読み書きの教育や躾けを受けるようになっていった

例題 1

近代公教育に関する記述として適切なものは、次の1~5のうちどれか。

- ☐ 1 日本国憲法や教育基本法では、近代公教育の一環として学齢児童・生徒に義務教育を受ける義務を課している。
- ☐ 2 近代公教育を制度的概念から捉えた場合、公管理制度とは、公権力による教育の管理、運営のことをいう。
- ☐ 3 教育基本法で「法律に定める学校は、公の性質を有する」という場合、その学校種は国立、および公立学校しか含まない。
- ☐ 4 日本国憲法で「義務教育は、これを無償とする」と定めている「無償」の範囲は、国立、公立学校での授業料だけである。
- ☐ 5 コンドルセは近代公教育の理念を打ち出したが、それは今日的な感覚からすれば、採用するにはとても及ばないような内容であった。

解答・解説

正解 4

- 1 憲法第26条第2項では「すべて国民は、……その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」と定めているように、義務教育の義務とは、保護者に課したものであって学齢児童・生徒に課したものではない。
- 2 教育の公管理制度とは、公の機関が法に基づいて学校等の教育機関を管理するということであり、肢のように公権力が運営することではない。もしそのように捉えてしまうと、公教育には私立学校は含まれないことになってしまう。
- 3 教育基本法にいう「法律に定める学校」の具体的内容は学校教育法第1条に規定する幼稚園から大学まで8種類の学校種を指すが、そこでは設置者による区分は設けていない。つまり「公の性質を有する」学校には私立学校も含むことになる。
- 4 正しい内容の肢である。私立学校では義務教育課程であっても学校教育法第6条の前半に規定する「学校においては、授業料を徴収することができる」との条文を適用して、授業料を徴収する。
- 5 コンドルセが発表したいわゆるコンドルセ案は、フランス革命後の混乱で実現こそはしなかったものの、今日の公教育の原理にほぼ近い、優れた内容を持つものであった。たとえば国家における義務教育制度の整備などはその典型である。

第2節 教育法規の種類

1. 形式上の分類

法を形式面から分類すると、次の表になる。

	法	説明	具体例
法の形式上の分類	成文法 ※1	文書の形で制定・公表された法※2	法律・条例など
	不文法	もともと文書で表されていないもの	判例・慣習法・条理

成文法の種類

国の法規	憲法	国の最高法規。いかなる法といえども憲法の規定から逸脱することは許されない。裁判所には違憲立法審査権※3が与えられている。
	法律	国会の衆議院・参議院両院の議決によってのみ成立する。主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署し、天皇が公布する。※4
	政令	内閣が制定する命令で、命令の中ではもっとも優位である。憲法および法律の規定を執行するために制定される執行命令と、法律の委任に基づいて制定される委任命令とがあり、法律から独立した命令の制定は許されない。※5
	省令 府令	各省の大臣が主任の行政事務について、法律もしくは政令を施行するため、又は法律もしくは政令の特別の委任に基づいて発する命令。政令と同様に執行命令と委任命令とがある。※6
	規則	各委員会・各庁の長官が制定する。法や政令、省令よりも下位。※7
	告示	各大臣、各委員会および各庁の長官が、決定事項について一般に公式に知らせる行為、またはその公示の形式の一種。※8

※1
成文法は明確性という利点を有するが、弾力性、融通性に欠けるという欠点を持つ。不文法は成文法を補完する役割を持つが、判例は法的拘束力を持たない

※2
制定法

※3
すべての法律などが、憲法に違反するか否かを審査する権限

※4
ただし衆院可決、参院否決の場合は、衆議院で出席議員の3分の2以上の賛成の場合、成立する

※5
主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署し、天皇が公布する

※6
省令は主任の大臣が個別に制定するので、法律・政令などが天皇の名で公布されるのに対して、省令は制定した各省大臣の名で公布される。政令より下位に位置する。内閣府の省令を府令という

※7
ただし、衆議院規則・参議院規則、最高裁判所規則は政令の下位に位置づけることは妥当ではない。規則には、先に挙げたものの他、会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則などの行政機関の規則などがある

※8
本来、告示は法律の性格をもたないが、実質的に上位の法規を補完する場合には法規政令の性格を持つとするのが通例である。一例として、文部科学省告示としては、小・中・高等学校などの学習指導要領や教科用図書検定基準などがそれに相当する

	訓令 通達	上級官庁たる行政機関である各省大臣、各委員会・各庁の長が、別の行政機関（下級官庁）または職員に対して権限行使を指揮するために発する命令。 ※9
地方公共 団体の法規	条例	地方公共団体は議会の議決を経て条例を制定することになっている。教育関係でいえば学校の設置、授業料の徴収、教職員の定数などは条例によって定められる。
	規則	地方公共団体は、国の定めた法令またはその地方公共団体が制定した条例に反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して規則を制定することができる。教育に関しては、学校管理規則や教育委員会規則などがある。

※9
訓令は所管の機関や職員の職務運営の基本に関する命令事項を内容とし、通達はこれらに関する催促、法規の解釈、運営方針に関する示達事項を内容とする。訓令・通達は法規の性格をもたず、直接国民を拘束することはない

2. 法の優先順位

ある事象に対して法を適用しようとした時、同じような内容・効力を有する法が複数存在した場合、その法の間には優先順位が生じる。その優先度の高い順に並べると、次のようになる。

上位法優先※1の 原則	優先度に応じた順位がある。憲法が最上位に位置し、憲法と齟齬をきたす法律は無効となる。
特別法優先※1 （優位）の原則	一般的に広い対象に適用される一般法と、そのうちのあ る特定の事項や関係を対象として適用される特別法があ る。この場合、一般法よりも特別法が優先される。
後法上位の原則	前法と、後から新しくできた同じ内容、効果を持つ後法 がある場合、後法が優先される。 ただし「後法は前法を廃する」との言葉があるように、 同内容・同効果の法が併存することはない。

※1
優位

例題 2

教育法規に関する記述として適切なものは、次の1～5のうちどれか。

- ☐ 1 教育に関する規定は、戦前は勅令などによる勅令主義をとっていたが、それは帝国憲法に規定に従い、教育に天皇の絶対的権力を持ち込むためであった。
- ☐ 2 法を形式的に分類した場合の一つの形式として成文法があるが、教育法規はすべてこの成文法によって成り立っている。
- ☐ 3 公立学校の教員に適用されるのは教育公務員特例法であり、公立学校の教員は業務に関してはこの法を遵守すればよい。
- ☐ 4 学習指導要領は文部科学省の告示に過ぎず、法的拘束力は持たないので、原則として教員は従う必要はない。
- ☐ 5 地方公共団体は法の範囲内で条例を制定することができるが、教育に関しては全国的な統一基準の必要性から、条例の制定は認められていない。

解答・解説

正解 2

- 1 戦前の教育関連法規が勅令主義をとっていたことは正しいが、その目的は、政権の交代によって教育関連法規がさまざまに制定、改廃されたのでは国家の礎を作ってゆく教育が不安定なものとなり、そのことを避けるという点にあった。
- 2 正しい内容の肢である。成文法の対概念は不文法であり判例や慣習法を指すが、教育関連法規にはこうした慣習法などはない。
- 3 公立学校の教員は地方公務員であり、当然のことながら地方公務員法の適用を受けることになる。教育公務員特例法はこの地方公務員法の教育公務員についての特別法であり、教員としての業務のすべてが規定されているわけではない。
- 4 学習指導要領は学校教育法施行規則の中で、教育課程の基準のひとつとして規定されていることから法的性格を有し、法的拘束力を有している。幼(教育要領)・小・中・高等学校の教員は、学習指導要領従う義務がある。
- 5 憲法第94条は地方公共団体に条例制定権を認めている。その規定に教育に関する条例の排除規定はないので、地方公共団体は教育に関する条例であっても制定することができる。

~MEMO~

1

重要キーワード 暗記 & checkシート

第1章 教育と法規

■近代公教育

公教育とは	法律や条例などの定めにもとづいて運営
近代公教育成立の3要素	・義務性 ・無償性 ・世俗性（宗教的中立性）

■形式上の分類

成文法	文書化された法（法律、条例など）
不文法	非文書化の法（判例、慣習法、条理）

■法の優先順位

・上位法優先（優位）の原則 ・特別法優先（優位）の原則 ・後法上位の原則

第2章

教育の基本に関する法規

第1節 日本国憲法／第2節 教育基本法

第1節 日本国憲法

1. 日本国憲法の基本原理

国民主権※1	前文と第1条に明記される。帝国憲法において主権者であった天皇は「日本国の象徴」「日本国民統合の象徴」であり、その地位は「主権の存する日本国民の総意に基づく」（第1条）と規定された※2。天皇は「内閣の助言と承認」によって「国事行為」（第3条）を行う。前文でも「主権が国民に存することを宣言」している。 我が国においては国民主権※3を保障しているといえども、国民が直接に国政に参加するのではなく、国政選挙によって国民の代表者を選出し、その代表者によって構成される国会を中心として政治を行うという、 議会制民主主義 を採用している。
基本的人権の尊重	第11条で「侵すことのできない 永久の権利 」として不可侵の基本的人権※4を保障している。
平和主義	前文において「全世界の国民が、……、平和のうちに生存する権利を有することを確認」し、第9条では「国権の発動たる戦争」「武力の行使」の「放棄」（第1項）を謳うとともに、「陸海空軍その他の戦力」の不保持、「国の交戦権」の否認（第2項）を掲げるなど、徹底した平和主義を貫いている。

※1
主権在民ともいう

※2
象徴天皇

※3
国の政治は国民が決定するという権利

※4
近代自然法を背景としている

2. 日本国憲法の主要条項

(1) 基本的人権の享有と本質

日本国憲法 第11条	国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
---------------	---

基本的人権とは、人が人である以上、当然に有している権利をいう。国家や憲法によって与えられているわけではない。

特徴	・ 固有性※1 ・ 不可侵性※2 ・ 普遍性※3						
種類	自由権	国家が個人の領域に介入・干渉することを排除する権利※4。市民革命によって獲得した人権である。					
		<table><tr><td rowspan="4">精神的自由権</td><td>思想・良心の自由（第19条）</td></tr><tr><td>信教の自由（第20条）</td></tr><tr><td>表現の自由（第21条）</td></tr><tr><td>学問の自由（第23条）</td></tr></table>	精神的自由権	思想・良心の自由（第19条）	信教の自由（第20条）	表現の自由（第21条）	学問の自由（第23条）
		精神的自由権		思想・良心の自由（第19条）			
				信教の自由（第20条）			
表現の自由（第21条）							
学問の自由（第23条）							
<table><tr><td rowspan="3">経済的自由権</td><td>居住・移転の自由（第22条）</td></tr><tr><td>職業選択の自由（第22条）</td></tr><tr><td>財産権（第29条）</td></tr></table>	経済的自由権	居住・移転の自由（第22条）	職業選択の自由（第22条）	財産権（第29条）			
経済的自由権		居住・移転の自由（第22条）					
		職業選択の自由（第22条）					
	財産権（第29条）						
<table><tr><td rowspan="3">身体的自由権</td><td>奴隷的拘束の禁止（第18条）</td></tr><tr><td>適正手続の保障（第31条）</td></tr><tr><td>刑事被告人の権利（第37条等）</td></tr></table>	身体的自由権	奴隷的拘束の禁止（第18条）	適正手続の保障（第31条）	刑事被告人の権利（第37条等）			
身体的自由権		奴隷的拘束の禁止（第18条）					
		適正手続の保障（第31条）					
	刑事被告人の権利（第37条等）						
社会権	個人の生存や、その生活の維持、発展に必要な諸々の条件の整備を国家に要求する権利。※5 資本主義の問題点を克服するために現代において保障された人権である。一般に社会的経済的弱者を保護するため権利※6とされる。						
参政権	国民が政治に参加する権利。※7						
受益権	人権を確保するための権利※8。国務請求権ともいう。						

※1
生来的権利・前国家的権利。人が人であることによって生来的に当然有している権利であり、国家や憲法、法律などによって規定され、与えられるものではないということ

※2
国家権力などによって侵害されることがないということ。ただし、そのことが人権が絶対的無制限であることを意味するものではない。人権相互の調整のための実質的公平の原理である「公共の福祉」（第12条など）による制約を受けることがある

※3
人種、性、身分、出自などに関わりなく、人間であるが故に当然に享有し得る権利であるということ

※4
国家からの自由

※5
国家による自由

※6
生存権(第25条)・教育を受ける権利(第26条第1項)・労働基本権(第28条)

※7
国家への自由。選挙権・公務就任権(第15条)

※8
裁判を受ける権利(第32条)・請願権(第16条)
国家賠償請求権(第17条)・刑事補償請求権(第40条)

(2) 個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重

日本国憲法 第13条	すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
---------------	---

社会には多くの人が存在し、それぞれが人権を有している。そのため、ある人の人権が別の人権と衝突することがある。そこで憲法ではそうした状態の緩和・調整の目的で、人権に一定の制約を設ける場合の根拠である「公共の福祉」を規定している。

(3) 法の下での平等

日本国憲法 第14条 第1項	すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。※9
----------------------	--

ここに掲げられている項目は例示の事項に過ぎず、これ以外の差別扱いも原則として禁止される。ただし例外を許さない絶対的な平等が求められているのかというとそうではなく、不合理な差別、または恣意的な差別扱いを禁止するというものであつて、社会通念から見て合理的であれば、その取り扱いは平等違反とはならない。このような憲法上許された差別を「合理的差別」という。

※9

ここでは、国家が国民を不合理に差別してはならないという原則である平等原則と、国家から不合理な差別をされない権利である平等権を、国民に対して保障している

(4) 思想・良心の自由

日本国憲法 第19条	思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
---------------	-------------------------

思想・良心の自由は、先に掲げたように基本的人権としての自由権のうちの精神的自由権に属する。精神的自由権を分類すると下表のようになる。

内面的精神活動の自由	思想・良心の自由
外部的精神活動の自由	表現の自由
内面的と外部的両方の精神活動の自由	信仰の自由 信教の自由 宗教的行為の自由 研究の自由 学問の自由 研究発表の自由

(5) 信教の自由・政教分離

日本国憲法 第20条 第1項 第2項 第3項	信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
------------------------------------	--

信教の自由の内容は、以下のように捉えることができる。

信仰の自由	宗教を信仰し、または信仰しないこと、信仰する宗教を選択し、変更することについて、個人が任意に決定でき、こうした信仰を告白し、またはしない自由のこと。※10
宗教的行為の自由	個人が個人として、または他の者と一緒に礼拝などの宗教的祝典や儀式などを任意に行うこと、またはそうした祝典や儀式に参加する自由のこと。※11
宗教的結社の自由	宗教的行為を行うことを目的とする団体を結成する自由、特定の宗教団体に加入する自由、加入しない自由、特定の宗教団体を宣伝する自由のこと。※12

(6) 学問の自由

日本国憲法 第23条	学問の自由は、これを保障する。
---------------	-----------------

学問の自由は、以下を具体的内容とする。

学問研究の自由	学問の自由には、学問的真理の探究、発見を目的とする研究活動の自由がある。※13
研究発表の自由	学問の自由には、学問的研究の成果を発表する自由がある。※14
教授（教育）の自由	高等教育機関における教授の自由は、当然のことながら保障される。※15

※10
思想・良心の自由の宗教的側面として絶対的に保障される

※11
祝典や儀式を行わないこと、参加しないことといった消極的自由も含まれるが、これらは外部的な行為であるために他人に人権と抵触する可能性があるため、宗教的行為については内在的制約を受けることがある

※12
外部的行為を伴うため、他人の権利、利益を侵害する場合には一定の内在的制約を受けることになる

※13
内面的精神活動に留まる限りでは絶対的に保障されるものの、外部的行動として現れた場合には一定の内在的制約を受けることがある

※14
その自由がなければ学問研究の成果を世に問えないことになる。研究発表は外部的行為であるから、一定の内在的制約を受けることがある

※15
高等教育：大学などの教育。初等中等教育機関（小・中・高校）においては一定の範囲においての教育の自由は認められるものの、大学など同様の完全なる教育の自由は認められない（旭川学力テスト事件・最高裁判決S51/5/21）

(7) 教育を受ける権利

日本国憲法 第26条 第1項 第2項	すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
-----------------------------	--

教育を受ける権利とは、すべての国民がその能力に応じて、経済的な貧富の差がなく、ひとしく教育を受けることができるように、国家に立法・行政を通じて適切な教育の場を提供することを要求する権利のことである。

その背景には、人が人間として成長・発達して行くために必要な教育を受ける権利としての学習権の主張※16がある。

ただし「ひとしく」として教育の機会均等を定めているとはいえ、その前に「その能力に応じて」としているように、子どもの発達・適性等に応じた内容の教育を行うことになる。

こうした公教育における教育の内容を決める権限としての教育権には、国家教育権説※17と、国民教育権説※18とがあるが、旭川学力テスト事件の最高裁判決では、その両者にあるとする折衷説を採っている。

第2項は教育を受けさせる義務の規定であり、親などの親権者にその保護する子どもに義務教育としての普通教育を受けさせる義務を課している。義務教育の「無償」の範囲は、国・公立学校における授業料のみ※19となっている。

※16
憲法第25条に規定する生存権も、教育を受ける権利の基盤となる

※17
国家にその権限がある

※18
親や教師に権限がある

※19
たとえば、最高裁「教科書費国庫負担請求権事件」判決(昭39・2・26)では「憲法26条2項後段は、国の義務教育の提供につき有償としないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である」と判示している

例題 3

日本国憲法における教育に関する記述として適切なものは、次の1～5のうちのどれか。

(東京都 2009年実施 試験問題)

- ☐ 1 教育の目的、教育の機会均等、義務教育の実施についての国及び地方公共団体の責任、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力等、教育の実施に関する基本的事項を定めている。
- ☐ 2 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の目的や修業年限等、学校教育の基本的事項を定めている。
- ☐ 3 教育公務員と教員の定義、教育公務員の服務及び研修等について定めるとともに、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務を定めている。
- ☐ 4 教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償等、教育に関する国民の権利及び義務に関する基本的事項を定めている。
- ☐ 5 教育行政の基本理念、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱い等、教育行政の基本的事項を定めている。

解答・解説

正解 4

- 1 教育基本法の規定内容である。
- 2 学校教育法の規定内容である。
- 3 教育公務員特例法の規定内容である。
- 4 日本国憲法第26条第1項および第2項に規定する内容である。
- 5 地方教育行政法の規定内容である。

第2節 教育基本法

1. 教育基本法の条文解説

(1) 前文

前文	我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々はこの理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。
----	--

法律には前文を付さないことが通例であるが、旧法制定当初から、日本国憲法とこの教育基本法だけには前文が付された。^{※1}

教育基本法は、それだけ重要な法令として位置づけられたことを意味しており、法制定の由来と目的、および法の基調をなしている主義と理想とを明らかにするために、特に前文が置かれたのである。

※1
現在では、男女共同参画社会基本法、文化芸術振興基本法、少子化社会対策基本法などの基本法その他、いくつかの法律に付されている

(2) 教育の目的

教育基本法 第1条	教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
--------------	--

根本的に何を目指して教育を行い、どのような人間を育てるべきかということが「**教育の目的**」で示されている。ここではそれを、「**人格の完成**」^{※2}にしている。「**人格の完成**」とは、個々人が備えているすべての能力を可能な限り、しかも調和的に発展させることと捉えることができる。

また旧法同様、「**心身ともに健康な国民の育成**」も教育の目的としておかれており、「**心身ともに健康な国民**」が「**平和で民主的な国家及び社会の形成者**」となって、そのために必要とされる「**資質を備え**」ることが、教育の目的の一環となっている。^{※3}

※2
教育の目的としては普遍的な捉え方といえる

※3
第1条から第4条までは「第1章 教育の目的及び理念」という章立てがされている。この章立ては今回の改正によって導入されたものである